

西宮市スポーツ推進事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市スポーツ推進課（以下「スポーツ推進課」という。）が所管する補助金（補助金等の取扱いに関する規則（昭和58年3月31日、西宮市規則第81号）第2条第1号に該当するものをいう。以下同じ。）の適正な執行を図るため、関係法令及び条例等に定めるもののほか必要な事項を定める。

(補助金の種類及び内容)

第2条 スポーツ推進課が所管する補助金及びその内容は、別表のとおりとする。

(交付決定等)

第3条 市長は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、前条に定める補助金を交付するものとし、その旨を申請者に通知するものとする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

別表

(1)

補助金の名称	一般財団法人西宮市体育協会補助金
交付目的	市民スポーツの推進と競技力の向上を図ることを目的とする一般財団法人西宮市体育協会の運営経費の一部を補助し、もって本市スポーツの推進及び発展に資することを目的とする。
交付根拠	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第34条
補助対象者	一般財団法人西宮市体育協会
補助対象事業	一般財団法人西宮市体育協会にかかる事業全般
補助対象経費	一般財団法人西宮市体育協会の運営に係る事務局費、及び事業に係る経費（各種目協会強化費を含む。）
補助率又は補助金額	定額
交付時期	交付決定後、請求に基づき行う。
交付条件	補助金の交付に当たっては、あらかじめ西宮市スポーツ推進審議会等の意見を聴いて行う。（スポーツ基本法第35条）
その他補助対象者が遵守すべき事項等	補助対象者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員）並びに暴力団密接関係者でないこと。

(2)

補助金の名称	スポーツクラブ21補助金
交付目的	地域スポーツクラブ（兵庫県が実施する地域スポーツ活動支援事業に基づき設立された団体、以下「スポーツクラブ21」という）が行う下記の事業について、その経費の全部又は一部を補助し、もって市民の健康増進と地域スポーツの推進を図ることを目的とする。 ① スポーツクラブ21補助金（事業補助） スポーツの日関連事業に要する経費及び安心・安全な活動を推進するための感染症予防対策に要する経費の全部又は一部 ② スポーツクラブ21補助金（備品等補助） 学校体育施設開放事業において使用する備品等に係る経費の一部
交付根拠	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第34条
補助対象者	スポーツクラブ21
補助対象事業	① スポーツの日関連事業及び感染症予防対策事業 ② 学校体育施設開放事業
補助対象経費	① スポーツの日関連事業及び感染症予防対策事業に要する経費 ② 学校体育施設開放事業において使用する備品等に係る経費
補助率又は補助金額	① 定額 ② 補助対象経費の2分の1
交付時期	交付決定後、請求に基づき行う。
交付条件	補助金の交付に当たっては、あらかじめ西宮市スポーツ推進審議会等

	<p>の意見を聴いて行う。(スポーツ基本法第35条)</p> <p>なお、①スポーツクラブ21補助金(事業補助)のうち、感染症予防対策に要する経費については、市長が緊急性を要すると判断した場合は交付決定前の事前着手についても認めるものとする。</p>
その他補助対象者が遵守すべき事項等	<p>補助対象者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員)並びに暴力団密接関係者でないこと。</p>

(3)

補助金の名称	西宮市スポーツ振興基金運用事業補助金
交付目的	市民のスポーツの振興を図る事業に要する経費の全部又は一部を補助し、もって本市スポーツの推進及び発展に資することを目的とする。
交付根拠	地方自治法第232条の2(昭和22年法律第67号)
補助対象者	市民のスポーツの振興を図る事業を実施する団体
補助対象事業	選定された団体が市民スポーツの振興を図る事業
補助対象経費	市民のスポーツの振興を図る事業に要する経費
補助率又は補助金額	選定時に認められた金額
交付時期	交付決定後、請求に基づき行う。
交付条件	
その他補助対象者が遵守すべき事項等	<p>補助対象者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員)並びに暴力団密接関係者でないこと。</p>

(4)

補助金の名称	にしのみや武庫川ハーフマラソン補助金
交付目的	スポーツに対する市民の関心と理解を深め、スポーツへの市民の参加及び支援を促進するため、当該事業に要する経費の一部を補助し、もって本市スポーツの推進及び発展に資することを目的とする。
交付根拠	地方自治法第232条の2(昭和22年法律第67号)
補助対象者	当該事業の主催者
補助対象事業	にしのみや武庫川ハーフマラソン
補助対象経費	事業に要する経費(主に警備や会場借上に関する費用とする)の一部
補助率又は補助金額	定額
交付時期	交付決定後、請求に基づき行う。
交付条件	
その他補助対象者が遵守すべき事項等	<p>補助対象者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員)並びに暴力団密接関係者でないこと。</p>